

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 12 月 10 日

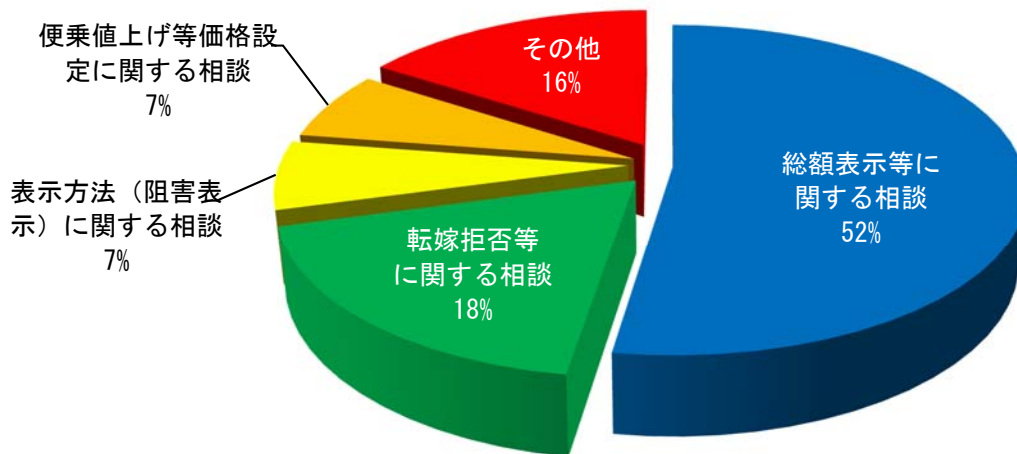
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 11 月 (11/1～11/30) の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

11 月の相談件数：電話 142 件、メール 22 件

【相談内容（全 164 件）の内訳（※）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 契約書の取引金額の表記について、今後、消費税率が引き上がることが予定されているので、事務負担の軽減やトラブル防止のため、税抜金額を記載する方向で検討しているが問題ないか。

A. 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者との取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としているので、特定の者に対して作成する、又は取引成立後や決済段階で作成する見積書・契約書・請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

このため、契約書に税抜価格又は税込価格のいずれの金額を記載するか等は、それぞれの取引内容等を踏まえた上で各事業者において御判断いただくこととなります。

御相談のように事務負担の軽減等のために契約書に記載する金額を税抜金額とすることも一案かと思われます。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 23 件

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社は売手の立場にあり、取引先にサービスを提供している。取引先には人格なき社団も存在する。人格なき社団は、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当することがあるか。

A. 法人格のない団体は特定事業者には該当しません。

Q. 当社に書面調査(消費税の転嫁拒否等に関する調査)が届いた。この書面調査に回答すると、取引先からの消費税率引上げに伴う本体価格の値下げ要請に対して何らかの対応をしてくれるのか。

A. 「消費税の転嫁拒否等に関する調査」(以下「書面調査」という。)は、商品・役務(サービス)を提供している事業者が取引先事業者から買ったとき等の消費税転嫁対策特別措置法上問題となる行為を受けていないかを把握し、問題となる行為の是正につなげるため、公正取引委員会及び中小企業庁が行っているものです。

公正取引委員会及び中小企業庁では、書面調査によって把握した情報を踏まえ、調査を実施し、違反行為が認められた事業者に対して違反行為の取りやめなどの所要の措置の実施を求めています。

なお、書面調査に回答いただく方法のほか、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

○ 阻害表示に関する相談

Q. 当社(小売業者)では、ボリュームディスカウントの意味で、個々の商品について一定個数以上の商品を購入した顧客に消費税分サービスする企画を行う予定であり、当社のウェブサイトにもその旨案内することを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題となるか。

A. 事業者が「消費税分サービスします。」等の消費者等の取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示している表示を行うことは、理由のいかんを問わず、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

○ その他

Q. 当方は中小の飲食店が加盟する組合だが、組合員が消費者から消費税をいただきやすくするためにポスターを作成して店内に掲示してもらうことを考えている。このような取組を行うことはカルテルとして問題となるか。

A. 組合等の事業者団体が、消費者の方々に対し消費税の円滑な転嫁の受入れについて理解を求めため、構成事業者に対して、それぞれの店頭で「今回消費税率が引き上げられることとなったので、その負担についてお願いします」など消費税の転嫁についての理解を求め掲示を行うよう要請することは、独占禁止法上問題となることはありません。

(公正取引委員会作成「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」第2部第2 1(2)参照)

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610